

特定非営利活動法

2010年

9月13日

**ニュース** NO.74

# かみいち福祉の里

〒930-0312 富山県中新川郡上市町東江上 288 番地

電話 076-473-3313 fax.076-473-2941

e-mail [fukushinosato@kami1294.com](mailto:fukushinosato@kami1294.com)

<http://www.kami1294.com>

日本認知症グループホーム協会

## 富山県支部発足

9月2日 木曜日 午後1時半より ANA クラウンプラザホテルで設立総会が開かれ、当NPO法人から、奥井健一理事長、森勇理事事務局長、坂井美喜子理事・グループホーム管理者が出席しました。

富山県内の18グループホームが加入して発足しました。

全国では21番目の県支部の誕生。

支部長には グループホーム粹交舎滑川の 山田禎一氏

副支部長は グループホーム福野の高沢和浩氏を 選任しました。

「認知症高齢者総合支援対策事業について」富山県高齢福祉課 中谷理子係長(写真)が記念講演されました。



なお、8月26日付けで 当グループホーム かみいち福祉の里より 日本認知症グループホーム協会あてに 次の主旨の 提案をFAX送信しました。

### 主旨

「認知症対応型共同生活介護」=グループホームの入居者が 支払っている利用料金についても、『医療費控除の対象』に出来るように 改善して欲しい。

面積 275 m<sup>2</sup>より狭いグループホームも

## スプリンクラーの新設が現実的課題に !!

261.10 m<sup>2</sup> 檜棟、 263.17 m<sup>2</sup> 檜棟が かみいち福祉の里の規模です。

長崎県、札幌市のグループホームの火災焼死事故を受けて、厚労省は 小面積のグループホームに対しても スプリンクラーの設置を義務付けるよう 動き出しました。

9月9日 上市町福祉課より電話があり、“9月24日までに 図面、見積書等を添えて 申請するように” 要請がありました。

未だ口頭段階であり、文書は来ていません。

「1平方メートルあたり¥9,000 政府補助がある。」という要旨です。

自己資金の確保は 当 NPO 法人の当面の課題となります。福祉事業・利用者の生命安全実現のために至急 取り組みたいと考えています。

**看護休暇** → **拡大…… 児童2名は 1年間 10日間**  
**介護休業** → **通算 93日間の範囲**

2010年6月30日付けで[育児休業・介護休業等 育児又は家族介護を おこなう労働者の福祉に関する法律](略称 育児・介護休業法)が 改訂されました。

当 NPO 法人も 「育児・介護休業等に関する就業規則」を改定しました。

標記は まだ 利用した職員は いません。

看護休暇、介護休業とも <無給>です。

(看護休暇)

第12条 小学校入学前の子を育てる職員は、法人に申し出ることにより、負傷、疾病にかかった当該子の世話をするために、加えて、当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために年次有給休暇とは別に

当該子が1名の場合は 1年間を通して 5日間

2名以上の場合は 1年間を通して 10日間

を限度として看護のための休暇(無給)を取得することが出来る。

(介護休業の期間等)

第4条 介護休業の期間は、介護を必要とする者1名につき、原則として 通算93日間の範囲(介護開始予定日から起算して93日間経過する日までをいう。)内で、「介護休業申出書」に記載された期間とする。ただし、同一家族について第9条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合 又は、異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合は、その日数も通算して93日までを 原則とする。